

貸切バス事業に関する意見について

公益社団法人日本バス協会
高速バス 委員長 小田征一
地方交通 委員長 上杉雅彦
貸切 委員長 富田浩安

平成12年2月の規制緩和の実施にあたり、事業参入については需給調整規制を前提とする免許制から、輸送の安全の確保等に関する資格要件をチェックする許可制に移行。規制緩和以降、供給過剰状況が続く貸切バス事業は疲弊している。労働条件の悪化とともに安全への投資が二のつぎになり、安全への確保が危惧される。また、車両更新の延長など利用者サービスの低下を招いている。

※ 以上のことを前提に

【許可申請・監査の厳正化】

- 貸切事業の新規許可にあたって、書類審査・写真のみで現地確認を実施されていないのであれば、今後の許可に際しては、許可申請事業者の営業所及び車庫等に赴き、必ず現地確認を実行すべき。
- 新規許可事業者については、許可後6ヶ月以内に必ず監査を実行するとともに申請時の書類記載内容と相違ないことを現地確認すべき。
その際、申請書類に虚偽があることが明確であった場合には即時に営業停止処分、また虚偽の内容が安全等重要な事項の場合には事業取消処分とする。
- 安全関係法令の重大な違反を重ねるなど、悪質な事業者の許可取消（市場からの退出）
- 監査体制の充実と確実な監査の実施。

【新規参入規制の強化】

- 新規参入時の審査基準について、安全体制確保を図る観点から最低車両数の拡大及び車令等参入要件の見直し。
- 如何なる状況下においても安全の基本である運行管理者及び整備管理者の職務を確実に遂行できるとともに、緊急時についても適切な対応が図られる体制が十分な事業者とすべき。
- 供給過剰状況の現状を踏まえ、一定以下（例・50%以下）の稼働率等の指標に基づき緊急参入規制の導入。

【運賃・料金】

- 運賃・料金制度については、利用者にとって判りやすい制度を前提に簡素化が必要。
- 今後ワーキンググループを設け、さらなる検討を進めるに当たっては、バス事業者の実務関係者も参画の上、検討の大枠となる目標期限や検討事項及び方向性を定めること。

【発注者と貸切バス事業者の相互理解の促進】

- 国土交通省において作成・周知する「貸切バス利用ガイドライン」とともに、国土交通省の支援の下、平成23年6月にバス協会と旅行業協会二団体で策定した「安全運行パートナーシップ・ガイドライン」の遵守について周知・徹底を図る。
- 貸切バス業界及び旅行業界においては、各々が受注者・発注者として、コンプライアンス確保のため責任を持って対処する必要があるが、双方の自主努力では解決しえない問題について、実行ある協議機関の両業界枠組みを作る場合は、行政当局（本省・地方運輸局）の参画が不可欠。

【営業区域の拡大】

- 営業区域の拡大については、空港やターミナル駅を持っている事業者と持たない事業者により意見が異なっている（持っている事業者は反対・持っていない事業者は賛成）。
- 地域の実情によって差異があるので、どのような範囲で認めるのか、各地域ごとにおいて各事業者の意見を聴取のうえ、検討する。また、必要に応じて拡大する際には、安全規制について十分考慮するとともに、適切な事業者に限るなど限定条件を付ける。